



山形県公報

平成19年3月23日(金)
第1826号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                                        |            |     |
|--------------------------------------------------------|------------|-----|
| 山形県公報発行規則の一部を改正する規則.....                               | (総務課)...   | 408 |
| 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....                       | (人事課)...   | 同   |
| 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... | (同)...     | 409 |
| 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....          | (同)...     | 同   |
| 山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則.....                   | (交通政策課)... | 同   |

### 告 示

|                                      |                  |     |
|--------------------------------------|------------------|-----|
| 県議会定例会の閉会.....                       | (財政課)...         | 410 |
| 山形県土地利用基本計画の変更.....                  | (政策企画課)...       | 同   |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....               | (健康福祉企画課)...     | 同   |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....            | (同)...           | 同   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                   | (最上総合支庁農村計画課)... | 411 |
| 同.....                               | (同)...           | 同   |
| 県営土地改良事業に係る換地処分.....                 | (最上総合支庁農村整備課)... | 412 |
| 高速道路関連連営農施設等整備事業費補助金交付規程を廃止する規程..... | (交通政策課)...       | 同   |
| 高速道路関連代替地取得資金利子補給補助金交付規程を廃止する規程..... | (同)...           | 同   |
| 都市計画事業の変更の認可の告示.....                 | (都市計画課)...       | 同   |
| 県道の供用の開始.....                        | (村山総合支庁建設総務課)... | 413 |
| 一般国道の供用の開始.....                      | (最上総合支庁建設総務課)... | 同   |
| 県道の供用の開始.....                        | (同)...           | 同   |

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                                            |   |
|--------------------------------------------|---|
| 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則..... | 同 |
|--------------------------------------------|---|

### 公 告

|                   |                |     |
|-------------------|----------------|-----|
| 県営住宅入居者の一般公募..... | (最上総合支庁建築課)... | 416 |
| 一般競争入札の公告.....    | (出納局)...       | 419 |
| 同.....            | (企業局)...       | 420 |
| 同.....            | (同)...         | 421 |
| 同.....            | (同)...         | 422 |



「欄」に改める。

附則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第1号及び別記様式第2号の規定は、この規則の施行の日以後に退職する者に交付する山形県職員等退職票及び山形県職員等在職票について適用し、同日前に退職した者に交付する山形県職員等退職票及び山形県職員等在職票については、なお従前の例による。

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

山形県知事 齋藤 弘

#### 山形県規則第31号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年3月県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項中「第2条第1項の表第11項第16号」を「第2条第1項の表第12項第16号」に改め、同表第2項中「第2条第1項の表第19項第2号」を「第2条第1項の表第22項第2号」に改め、同表第3項中「第2条第1項の表第21項第24号」を「第2条第1項の表第24項第24号」に改め、同表第4項中「第2条第1項の表第24項第3号」を「第2条第1項の表第27項第3号」に改め、同表第5項中「第2条第1項の表第33項第11号」を「第2条第1項の表第37項第11号」に改め、同表第6項中「第2条第1項の表第34項第7号」を「第2条第1項の表第38項第7号」に改める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年3月23日

山形県知事 齋藤 弘

#### 山形県規則第32号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成19年3月県条例第21号)中第2条第1項の表第28項の改正規定の施行期日は、平成19年5月14日とする。

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

山形県知事 齋藤 弘

#### 山形県規則第33号

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県港湾施設管理条例の施行等に関する規則(昭和51年5月県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第3条中「酒田北港緑地多目的広場」を「酒田北港緑地の多目的広場及び加茂港緑地の駐車場」に改める。

第4条ただし書中「ただし、」を「ただし、加茂港緑地(駐車場に限る。)及び」に改める。

第16条中「及び酒田プレジャーボートスポット」を「、第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット」に改める。

別記様式第1号(8)中「酒田プレジャーボートスポット」を「第1酒田プレジャーボートスポット(第2酒田プレジャーボートスポット)」に改める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第260号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成19年2月20日招集した山形県議会定例会は、同年3月14日閉会した。

平成19年3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県告示第261号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、総務部改革推進室政策企画課において縦覧に供する。

平成19年3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 1 変更内容

山形県土地利用基本計画図に係る農業地域の縮小

#### 2 変更に係る町

東置賜郡高畠町

### 山形県告示第262号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称   | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------|---------------------|------------|
| セントラルクリニック(医科・歯科)   | 山形市吉原三丁目10番17号      | 平成19. 2. 1 |
| オ ー ヌ マ 眼 科 医 院     | 同 花楸一丁目21番6号        | 同          |
| いがらし内科循環器科クリニック     | 同 銅町二丁目24番5号        | 同          |
| 平 林 耳 鼻 科 皮 膚 科 医 院 | 同 成沢西二丁目9番3号        | 同          |
| 医療法人社団公德会 若宮病院      | 同 吉原二丁目15番3号        | 同          |
| 田村内科・消化器科クリニック      | 寒河江市高田一丁目10番10号     | 同          |
| ハ ー ト 調 剤 薬 局       | 鶴岡市美咲町24番6号         | 同 2.26     |

### 山形県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称         | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日      |
|-------------------|-----------------|------------|
| セントラルクリニック（医科・歯科） | 山形市吉原三丁目10番17号  | 平成19. 1.31 |
| オ－ヌマ眼科医院          | 同 花楸一丁目21番6号    | 同          |
| いがらし内科循環器科クリニック   | 同 銅町二丁目24番5号    | 同          |
| 平林耳鼻科皮膚科医院        | 同 成沢西二丁目9番3号    | 同          |
| 若宮病院              | 同 吉原二丁目15番3号    | 同          |
| 田村内科・消化器科クリニック    | 寒河江市高田一丁目10番10号 | 同          |

## 山形県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
幅土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡舟形町大字長沢418番地3
- 3 認可年月日  
平成19年3月16日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
田郎堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡真室川町大字大沢650
- 3 認可年月日  
平成19年3月16日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第266号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営泉川地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成19年 3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第267号

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年 3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程を廃止する規程

高速道路関連営農施設等整備事業費補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1871号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に補助金の交付を受けた市町村については、この規程による廃止前の第6条の2、第7条、第9条及び別記様式第6号の規定は、なおその効力を有する。

## 山形県告示第268号

高速道路関連代替地取得資金利子補給補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成19年 3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

高速道路関連代替地取得資金利子補給補助金交付規程を廃止する規程

高速道路関連代替地取得資金利子補給補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1873号)は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第269号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成19年 3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名 称 3・2・1号上山山形西天童線、3・5・12号大野目鯨洗線及び3・5・24号銅町江俣線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成19年 3月16日 東北地方整備局告示第35号

## 山形県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成19年3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 大野目内表線
- 2 供用開始の区間 山形市大字内表字内南568番4から  
同 大字内表字内南568番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月26日

## 山形県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成19年3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 新庄市堀端町12番2から  
同 9番149まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月30日

## 山形県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年3月23日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成19年3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字丸森580番1から  
同 3552番7まで
- 3 供用開始の期日 平成19年3月30日

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

## 山形県教育委員会規則第3号

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和49年12月県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を次のように改める。

（所得の額）

第1条の2 条例第2条第2号に規定する所得の算定は、修学資金の貸与を受けようとする者と生計を同じくするすべての者の所得の年額を合計する方法により行うものとする。

- 2 条例第2条第2号の規則で定める額は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の厚生労働大臣の定

める基準の例により算定した当該世帯の需要の年額に1.5を乗じて得た額とする。

第2条中「修学資金貸与申請書」を「山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与申請書」に、「に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「及び世帯状況調書(別記様式第1号の2)に、条例第2条第1号及び第2号の要件に該当することを証明する」に改め、同条各号を削る。

別記様式第1号を次のように改める。

様式第1号

年 月 日

山形県教育委員会 殿

住 所

県立 高等学校 制の課程  
( 科 ) 学年(部)

申請者 氏 名 印

保護者 氏 名 印

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与申請書

下記により山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

|                          |                       |                   |  |  |  |  |
|--------------------------|-----------------------|-------------------|--|--|--|--|
| 貸与を受けようとする<br>期間         | 年 月 日から 年 月 日まで       |                   |  |  |  |  |
| 貸与を受けようとする<br>者の就労状況     | 就 労 事 業 所 名           |                   |  |  |  |  |
|                          | 就 労 形 態 の 状 況         | (定職・アルバイト・パートの別等) |  |  |  |  |
| 貸与を受けようとする<br>者の属する世帯の状況 | 世帯状況調書(別記様式第1号の2)のとおり |                   |  |  |  |  |

(注) 保護者は、山形県立高等学校管理運営規則第43条に規定する保護者とする。

別記様式第1号の次に次の1様式を加える。



様式第1号の2

世帯状況調書

| 課程及び学年     |               | 生徒の氏名 |     | 住所                               |     | 級地区分          |                                 | 地区区分   |                           |                                      |     |
|------------|---------------|-------|-----|----------------------------------|-----|---------------|---------------------------------|--------|---------------------------|--------------------------------------|-----|
| 制<br>学年(部) |               |       |     |                                  |     |               |                                 |        |                           |                                      |     |
| 世帯の状況      |               |       |     |                                  |     | 所得額率の算定       |                                 |        |                           |                                      |     |
| 氏名         | 生年月日<br>(満年齢) | 性別    | 続柄  | 職業又は<br>在学<br>学校名<br>及び学<br>年(部) | 所得額 | 所得<br>認定<br>額 | 教育<br>扶助<br>及び<br>障害<br>者加<br>算 | 生活扶助   |                           | 所得額率<br>( $\frac{a}{G} \times 100$ ) |     |
|            |               |       |     |                                  |     |               |                                 | 第1類    | 期末<br>一時<br>扶助            |                                      | 第2類 |
| 1          | 年月日<br>(歳)    |       | 本人  |                                  |     |               |                                 |        | 基準額D                      | 円<br>パーセント                           |     |
| 2          | 年月日<br>(歳)    |       | 保護者 |                                  |     |               |                                 |        |                           |                                      |     |
| 3          | 年月日<br>(歳)    |       |     |                                  |     |               |                                 |        | 地区別加算額E                   | 円<br>決 定                             |     |
| 4          | 年月日<br>(歳)    |       |     |                                  |     |               |                                 |        |                           |                                      |     |
| 5          | 年月日<br>(歳)    |       |     |                                  |     |               |                                 |        | 住宅扶助F                     | 円<br>貸与<br>不承認                       |     |
| 6          | 年月日<br>(歳)    |       |     |                                  |     |               |                                 |        |                           |                                      |     |
| 7          | 年月日<br>(歳)    |       |     |                                  |     |               |                                 |        | 需要額<br>(AからFまで<br>の合計×12) | 参考事項                                 |     |
| 8          | 年月日<br>(歳)    |       |     |                                  |     |               |                                 |        |                           |                                      |     |
| 9          | 年月日<br>(歳)    |       |     |                                  |     |               |                                 |        |                           |                                      |     |
| 合 計        |               |       |     |                                  | 円   | a<br>円        | A<br>円                          | B<br>円 | C<br>円                    | G<br>円                               |     |

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 氏名

印

保護者 氏名

印

(注) 1 「世帯の状況」の欄には、生計を同じくするすべての者について記入してください。

2 二重線で囲まれた枠内は、学校で記入するので記入しないでください。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に貸与を受けている者に係る所得の算定方法及び額については、改正後の第1条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年 3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称                          | 所在地             | 原 格  |          | 公 衆<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                    |                    |                    | 敷 金         | 備 考         |                          |
|-----------------------------|-----------------|------|----------|------------|-----|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|-------------|--------------------------|
|                             |                 | 住宅形式 | 坪単価<br>円 |            |     | 収入が<br>12万5000円<br>以下の者 | 収入が15万5000円<br>以下者 | 収入が17万5000円<br>以下者 | 収入が19万5000円<br>以下者 |             |             | 収入が22万5000円<br>以下者       |
| 県営三吉町アパ<br>ート1号棟(118<br>号室) | 新庄市金沢1601       | 3DK  | 51.2     | 1          | 一般用 | 11,900<br>円             | 14,400<br>円        | 17,100<br>円        | 19,700<br>円        | 22,800<br>円 | 25,200<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |
| 県営東アパ<br>ート1号棟(118<br>号室)   | 同<br>1494<br>-1 | 同    | 62.8     | 1          | 同   | 15,900<br>円             | 19,300<br>円        | 22,900<br>円        | 25,400<br>円        | 30,500<br>円 | 35,000<br>円 |                          |

（注）「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成19年4月2日（月）から同月6日（金）まで（ただし、郵送の場合は、平成19年4月6日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター（最上事務所）

## 5 入居の時期 平成19年5月下旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、E Pカートリッジの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月23日

山形県知事 齋 藤 弘

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成19年4月12日(木) 午前10時00分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 E Pカートリッジ 270個
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成20年3月31日まで
- (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部会計課
- (5) 納入方法 指定する日時に指定する数量を納入すること。
- (6) 入札方法 1個当たりの単価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下規則という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 山形県内に本店又は営業所等を有すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年4月3日(火)午後1時まで山形県出納局経理課調達担当に提出すること。この場合において、申請書を提出した者は、入札日の前日までの間において、申請書に関し、契約担当者から説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については、入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月23日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市笹野町字大森下八7409番1 山形県企業局置賜地区水道事務所会議室
- (2) 日 時 平成19年4月9日(月) 午前10時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 水道用次亜塩素酸ナトリウム 162,000 キログラム
- (2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月10日から平成20年3月31日までの間において、指定する日に指定する数量を納入すること。
- (3) 納入場所 米沢市笹野町字大森下八7409番1 山形県企業局置賜地区水道事務所
- (4) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県企業局競争入札参加資格者指名停止要綱及び山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。)第135条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
米沢市笹野町字大森下八7409番1 山形県企業局置賜地区水道事務所庶務係 電話番号0238-38-2912
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県企業局置賜地区水道事務所庶務係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規程第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年4月3日(火)までに山形県企業局置賜地区水道事務所庶務係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、水道用液体水酸化ナトリウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月23日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 米沢市笹野町字大森下八7409番1 山形県企業局置賜地区水道事務所会議室  
(2) 日 時 平成19年4月9日(月) 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 水道用液体水酸化ナトリウム 141,000 キログラム  
(2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月10日から平成20年3月31日までの間において、指定する日に指定する数量を納入すること。  
(3) 納入場所 米沢市笹野町字大森下八7409番1 山形県企業局置賜地区水道事務所  
(4) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。  
(5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。  
(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。  
(3) 山形県企業局競争入札参加資格者指名停止要綱及び山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。)第135条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)  
(5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
米沢市笹野町字大森下八7409番1 山形県企業局置賜地区水道事務所庶務係 電話番号0238-38-2912  
(2) 入札説明書の交付場所等 山形県企業局置賜地区水道事務所庶務係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規程第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年4月3日(火)までに山形県企業局置賜地区水道事務所庶務係に提出すること。  
(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。  
(3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。  
(4) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、水道用ポリ塩化アルミニウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年3月23日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 米沢市笹野町字大森下八7409番1 山形県企業局置賜地区水道事務所会議室

(2) 日 時 平成19年4月9日(月) 午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 水道用ポリ塩化アルミニウム 528,000 キログラム

(2) 契約期間及び納入方法 平成19年4月10日から平成20年3月31日までの間において、指定する日に指定する数量を納入すること。

(3) 納入場所

イ 米沢市笹野町字大森下八7409番1 山形県企業局置賜地区水道事務所

ロ 米沢市八幡原三丁目4838番3 山形県企業局八幡原工業用水道浄水場

(4) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県企業局競争入札参加資格者指名停止要綱及び山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。)第135条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)

(5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

米沢市笹野町字大森下八7409番1 山形県企業局置賜地区水道事務所庶務係 電話番号0238-38-2912

(2) 入札説明書の交付場所等 山形県企業局置賜地区水道事務所庶務係で交付するほか、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規程第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札の参加資格に関する確認申請書を平成19年4月3日(火)までに山形県企業局置賜地区水道事務所庶務係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書及び仕様書による。